

平成30年度 県政について県議会へ要望活動

当協会は、会員さんから頂いた要望を取りまとめ、8月6日に県議会新政みえに、8月22日に県議会自由民主党等に対して、木村会長等役員6名が6項目の要望をし、意見交換をしました。

①三重県発注の総合評価物件における「災害協定」評価と公共事業の優良業者活用

総合評価では、災害協定1（建設事務所と締結した緊急時の協定）と災害協定2（県との災害協定）との配点が3倍差があるので、差を設けないよう、また、公共工事等で入札・契約する場合「優良業者」の活用を要望しました。

②優良認定産廃事業者の活用

現時点では優良認定を取得してもメリットが少ないので、県等が入札・契約する場合には「優良認定産廃業者」を活用するような制度づくりを要望しました。

③電子マニフェストの普及促進

産廃処理業者が電子マニフェストを利用すれば、情報処理センター（日本産業廃棄物処理振興センター）からの報告書を県条例報告とするよう要望しました。

④「選別」の許可

破碎・圧縮等の中間処理の前段で行う選別行為の許可の考え方の検討をお願いしました。

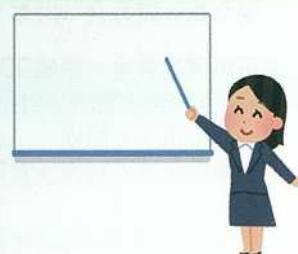
⑤行政と産廃処理業者、排出事業者が一体となった勉強会の開催

⑥人材確保について産官学の積極的推進

廃棄物処理法の解説（よくある質問）

1 委託契約書の記載について

委託契約書は、廃棄物処理法の規定に基づき、排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者がそれぞれ委託契約書を作成しますが、処理費用については、収集運搬業者を通じて処分業者に支払われる場合や、廃棄物管理業者（第三者）を通じて収集運搬業者や処分業者に支払われる契約実態があります。



問い合わせ：処理費用の支払委託は、直接契約の原則に違反しないか。

答え：廃棄物処理法では排出事業者と処理業者が直接契約することが規定されていますが、処理費用の支払い委託までは規定されていませんので違反とは言えません。しかし、廃棄物処理法の理念からすると支払いを廃棄物管理業者（第三者）に委託することは好ましくないのは確かです。

最近、排出事業者が処理費用の支払いを廃棄物管理業者に委託し、管理会社が倒産したことにより処理業者に支払われない問題が発生しています。このような事態を避けることからも、委託契約書を作成するときには十分注意が必要となります。

2 マニフェスト運用に細心の注意を

平成29年の法改正に伴い、「産業廃棄物管理票及び電子情報処理組織を使用した産業廃棄物に関する情報の登録（紙マニフェスト及び電子マニフェストを使用した登録）に係る罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げ」されました。マニフェストに関する違反を重く捉え、一気に重罰化された感が否めません。処理業者にとっては、刑事罰より実質的なペナルティーとなる行政処分（業務停止等）も比例して重くなるので十分注意してください。

一人の記載ミスでも虚偽記載となるので、間違いを起こさない体制作りが大切です。それにはマニフェストに関わる全ての従業員に正しい運用方法を、繰り返し繰り返し教育し、各従業員が身につける必要があります。自治体が公表する廃棄物処理法違反では、マニフェストの運用に関する事項が最も多く取り上げられています。一従業員がマニフェストに虚偽の記載をすると、それだけで産業廃棄物処理業者として会社が行政処分の対象となるので細心の注意が必要です。そこで、常に産業廃棄物処理業者は、

○法的に正しい運用方法の教育

○頻繁な確認

を続けることで、マニフェストに関し間違いを起こさない社内体制作りが大切です。

図書等の販売

下記の販売物は全て当協会窓口で販売している他、FAXでの注文も承っております。

販売物	単位	金額	販売物	単位	金額
マニフェスト単票 (直行用・積替用・建設用)	1箱	2,500円	バイオハザードマーク(赤・橙・黄)	100枚	1,000円
マニフェスト連続票 (直行用・積替用・建設用)	1箱	12,500円	会員名簿	1冊	2,000円
建設系廃棄物処理委託契約書(50枚)	1セット	1,000円	マニフェストシステムがよくわかる本	1冊	650円
			産業廃棄物処理委託契約書の手引	1冊	650円
			建設系廃棄物マニフェストのしくみ	1冊	170円

(税込価格)

(公社) 全国産業資源循環連合会 第2回法制度対策委員会の開催

平成30年5月31日に東京都内で開催されました第2回法制度対策委員会の概要は次のとおりでした。

- 「資源循環を促進するための産業廃棄物処理業の振興に関する法律案（仮称）大綱」を平成29年10月に公表したところです。この中で、事業者の責務、振興基本方針等について議論をしました。
- 廃棄物処理法改正により、電子マニフェストの一部義務化が2020年度から施行されるに伴い、一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者への周知徹底方法等、それに対する産業廃棄物処理業者の対応等について議論をしました。
- 優良産廃処理業者認定について、認定制度のあり方、認定処理業者の信頼性の向上、処理業者に対する優遇措置等を議論しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と対策

三重県農林水産部畜産課

○高病原性鳥インフルエンザの発生状況

日本では、直近の昨冬シーズン（平成29年11月～平成30年3月）に、家きん（鶏）農場において本病の発生が1県1事例で確認され、防疫措置（殺処分・焼却・消毒）が実施されました。昨冬シーズンの特徴は、今までに発生のなかった四国地方で確認されたことと、分離されたウイルスが従来のウイルスと性状が異なっていたことで、本病が全国の各地で発生する可能性があることが再認識されました。



○三重県の対策

本県では、家きん農場に対し、①野鳥の侵入を防止するための防鳥ネットの設置、②部外者の農場立入り制限、③農場や鶏舎に入りする人や車両の消毒の実施、を指導しています。それに加え、国内家きん農場発生時に県内家きん飼養者に注意喚起を行いました。また、1月に農場消毒命令の発令及び消石灰配付を実施し、家きん農場の防疫対策を支援しました。さらに、関係団体と緊急時の連絡体制を構築し、万が一の発生への備えを行った結果、幸いにも本県家きん農場での発生はありませんでした。改めて、関係者の皆様に御礼申し上げます。

○今冬シーズンに向けて

現在、周辺国では、本病の発生が確認されており、今冬シーズンの日本での本病発生が危惧されています。引き続き、万全の防疫体制が構築できるよう関係者の皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

産業廃棄物処理業の労働災害防止対策

平成30年1月津市内で開催した「平成29年度産業廃棄物処理業における安全衛生研修会」の三重県労働局健康安全課長の説明資料から抜粋しました。

1 産業廃棄物処理業の労働災害の特徴

- 高齢労働者に多い（50歳以上が全体の半数近く）
- 経験の浅い労働者に多い（3年未満が全体の5割）
- 墜落災害、転倒災害、機械によるはざまれ・巻き込まれ災害が多い



2 産業廃棄物処理業における労働災害防止対策

- 高齢労働者の身体的特性に配慮しつつ、年齢を問わない安全衛生対策（安全体操KYK、指差し呼称、リスクアセスメント等）
- 雇い入れ時教育を充実し、かつ繰り返しの安全衛生教育を計画的に実施
- 墜落災害防止、転倒災害防止、機械災害防止を最重点とした取り組み（作業手順書の作成と徹底、4Sの取り組み、機械の安全装置・使用等）

三重県産業廃棄物協会の「平成30年度労働災害防止計画」では、安全衛生管理体制構築会員数、安全衛生研修会参加人数、安全衛生規程作成会員数等を、平成29年度よりもそれぞれ5%増加させる計画を立てています。